

平成 17 年 3 月 17 日

各 位

株式会社ライブドア
代表取締役社長兼最高経営責任者 堀 江 貴 文
(証券コード 4753 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 熊 谷 史 人
(TEL:03 - 5788 - 4753)

株式会社ニッポン放送による新株予約権発行差止仮処分命令決定に関する抗告のお知らせ

平成 17 年 3 月 11 日の東京地方裁判所による新株予約権発行差止仮処分決定に対する、株式会社ニッポン放送による異議申立てに対して、同地方裁判所は、同月 16 日、仮処分決定を認可する決定を行いました。これを受けて、株式会社ニッポン放送が、東京高等裁判所に対して抗告いたしました。当社は、本日、東京高等裁判所から、保全抗告申立書の交付を受けましたので、お知らせします。

記

1：抗告日

平成 17 年 3 月 16 日

2：当社の今後の方針

株式会社ニッポン放送による東京高等裁判所に対する保全抗告の申立てに対しては、引き続き粛々と対応いたします。当社は、株式会社ニッポン放送による本新株予約権の発行は、著しく不正な方法によるものであるとの東京地方裁判所の仮処分決定が、東京高等裁判所において維持されるものと信じております。

また、当社としてましては、株式会社ニッポン放送への資本参加及びフジサンケイグループとの事業提携を通じて、メディアとインターネットを融合した事業展開を行うことで、当社のみならずニッポン放送の企業価値ならびに株主価値を向上させるものと確信の下、フジサンケイグループに対して、適切な時期を見計らい、事業提携を呼び掛けていくという方針に変更はございません。

以 上